平成２６年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市北内町１丁目１番51号　ティンカーベルＡ101号室、前住所愛媛県新居浜市高田２丁目５番25号　グランヴィア105号
債務者　園部阿羅太
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５９号
宮崎市千草町10番８号　Ｗｉｌｌ Ｄｏ千草704号、前住所宮崎市鶴島３丁目154番地６エリオン201号
債務者　山本　政明
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８８号
宮崎市和知川原２丁目16番地　第５丸岩産業ビル403号
債務者　元吉　信一
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5017番地１
債務者　宮瀬美奈子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市輝北町下百引431番地１
債務者　松村美千代
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地２　県営嶺田中央団地１棟207号、前住所福岡県飯塚市勢田2503番地52
債務者　森田　百香（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３４号
佐賀県唐津市相知町佐里1069番地１
債務者　青木富士雄
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５１号
佐賀県唐津市大石町2494番地１
債務者　中島　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２０号
沖縄県名護市字宮里1495番地８
債務者　山城　勝義
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第２３号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊794番地２
債務者　具志堅千歳（旧姓伊波・山城）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第７８号
青森県弘前市大字稔町25番地11
債務者　相馬不二子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９０号
青森県弘前市大字城南４丁目１番地５
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３５６号
熊本市北区大窪５丁目６番２号　國本方
債務者　川島　亮子（旧姓國本）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
北海道帯広市東２条南27丁目２番地、住民票上の住所北海道上川郡新得町本通北２丁目６番地１
債務者　平野　誠二
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
仙台市青葉区中山８丁目14番１―301号
債務者　沼田　　勇
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
債務者　坂本　　孝
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
仙台市太白区向山２丁目18番１号　Ｍ＆Ｔマンション202
債務者　梅津　裕二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係